

### 第九節 矢作川堤防改修

三郡輪中治水事業は、左岸の乙川（六名村）から幡豆郡矢作古川派口までの四千六百七十五間であり、三河地方に工事が集中している理由は、三郡輪中治水碑に詳しく記載されている。

明治用水に始まり三河の治水工事が同時進行に進められた。各地域での災厄と先駆的活動をした人物等が碑に記されている。

矢作川修理西堤碑銘碑は矢作橋の袂に建立されたが、後年矢作神社東の堤防上に移された。

矢作川修理西堤碑銘碑



### ⑨ 銘碑 十里堤成萬民鼓腹



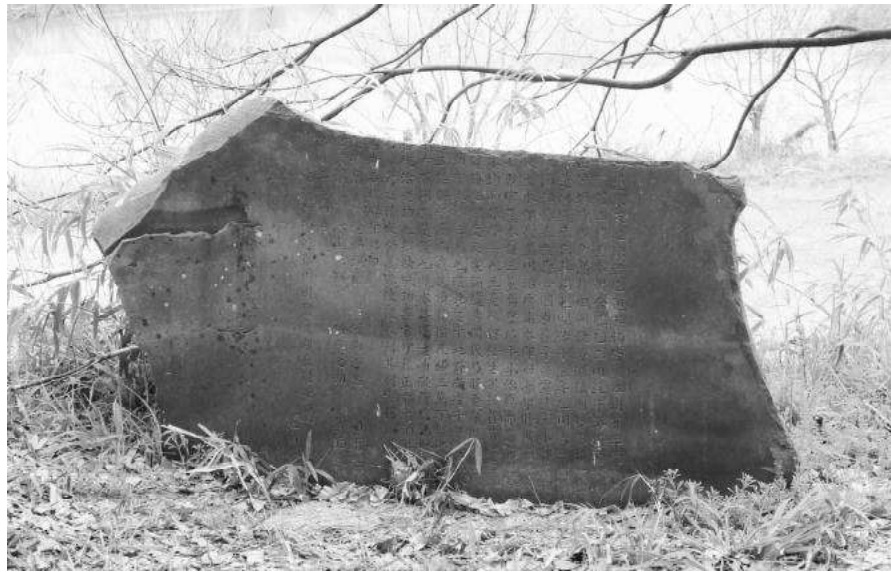
愛知縣知事從五位勝間田稔書

（所在地 岡崎市北野町字東山）  
\* 下部の鼓腹が埋もれている。

⑨ 矢作川修理西堤碑

(所在地 岡崎市北野町字東山)

矢作川修理西堤碑



賢者治末

此矢作川居其一發源  
 數郡本郡最享其利而  
 葬民於魚腹然患不予  
 及額田幡豆碧海三  
 修治矢作東堤明季遂  
 十七年起工明年成什  
 田繼承之然前役利  
 一簣余百憂數使郡吏  
 服役于畚鍤暮年而竣  
 百間高二間有半堤足  
 貳百圓民財二萬七千  
 東堤焉若夫計畫垂  
 蹟也民悅如痾復健  
 不辭書併刻與有

皇和 明 滿 築

病愚夫反之欲治已勉矣物皆然本州有三流州名原於  
 於濃信二州至本州合巴乙二川注于海溝沍繫焉以潤

正流填沙川身高於田圃秋潦漲溢則勢難抗一決汎濫  
 常是以民不病其病也明治十五年乙川決一村蕩盡波  
 郡極其慘毒矣懸令國貞廉平憂慮遣土木課員理之且  
 使土木課長黒川治愿諭本郡四七邨修斯西堤民奉諭  
 七懸官荒木謙三董焉會廉平卒治愿亦罷新懸令勝間  
 不均而服勞一也至是賦課法生異議在再二季功將虧  
 諄誨之村吏及衆彌縫其間民之服更議賦率爲三等再  
 功實本季二月也隄北起于北野南達于藤井長八千二  
 五倍強於高而殺其頂發徭凡廿三萬丁經費官金七千  
 六百圓矣是役也順水勢矯迂曲徹復隄而堅牢倍舊稱  
 統治愿功也繼緒成功懸官伊藤正郡吏酒井宇右衛門  
 乃欲勒之請文余盖欲使後人辨其利害猶治其未病也乃  
 力焉者名於碑背銘曰

隄維高 隱如城砦 河伯遜逃 田有嘉穗  
 車穰穰 永享其利 嗟民之功 我后之賜  
 治廿二年四月

愛知縣管轄參川州碧海郡長從七位市川一貫撰

池田友八郎

\*修理西堤碑は点線上部が欠損しているので、「矢作町誌」を参考に復元したものである。

## 矢作川修理西堤碑（再掲）

賢者治未病。愚夫反之。欲治已魁矣。物皆然。本州有三流。州名源於此。矢作川居其一。於發源濃信二州。至本州。合巴乙二川。注于海。溝洫繫焉。以潤數郡。本郡最享其利。而正流填沙。川身高於田圃。秋潦漲溢。則勢難抗。葬民於魚腹。然患不于常。是以民不病其病也。

明治十五年。乙川決。一村蕩盡。波及於額田幡豆碧海三郡。極其慘毒矣。縣令國貞廉平憂慮。遣土木課員。理之且修。治矢作東堤。明年遂使土木課長黒川治愿。諭本郡四十七邨。修斯西堤。民奉諭。十七年起工。明年成什七。縣官荒木謙三董焉。會廉平卒。治愿亦罷。新縣令勝間田稔繼承。然前役利不均。而服勞一也。至是賦課法生異議。荏苒二季。功將虧一篲。余百憂。數使郡吏諄誨之村吏及衆。彌縫其間。民之服。更議賦率。爲三等。再服役于畚鍤。期年而竣功。實本年三月也。

## 読み下し文

賢者は未だ病ざるを治む。愚夫は之に反して已に晩るるを治めんと欲す。皆な然り本州に三流あり、洲名此れに原く。矢作川は其の一に居り、源を濃信二洲に発し、本洲に至りて巴乙二川を合し、海に注ぎ、溝洫焉に繋ぎ、数郡を潤す。本郡最も其の利を享く。而に正流沙を填め、川身は田圃より高し。秋潦漲溢すれば則ち勢抗いがたし。一決すれば氾濫し、民を魚腹に葬る。然るに患は常ならず。是の以に民は其の病を病ざるなり。

明治十五年乙川決して一村蕩盡す。額田・幡豆・碧海三郡に波及し、其の惨は毒を極む。縣令國貞廉平憂慮し、土木課員を遣し、之を理め、且つ、矢作東堤を修治す。明年季遂に土木課長黒川治愿を遣し本郡四十七邨に諭し、斯の西堤を修す。民諭を奉じ、十七年に工を起し、明年什の七を成す。県官荒木謙三焉を董す。會廉平卒し治愿また罷む。新県令勝間田継ぎ、之を承く。然るに前の役は利均からずして勞に服するは一つなり。是に至り賦課の法に異議を生ず。荏苒二季。功將に一篲を欠き、百憂を数う。郡吏を遣いて之を諄誨し、村吏及び衆其の間を彌縫す。民乃ち服す。更に賦率を議して、三等と爲し、再び畚鍤に服役す。期年、而して竣工す。実に本年三月なり。

堤北は北野に起こり、南は藤井に達す。長さ八千式百間、高さ三間有半、堤足五倍。高を強め其の頂を殺ぐ。篠を発す凡そ廿三万丁、經費は官金七千式百円、民財二万七千六百円なり。

是役也。順水勢矯迂曲。徹復隄。而堅牢倍舊。得稱東堤焉。若夫計畫垂統。治愿功也。繼緒成功。縣官伊藤正。郡吏酒井右衛門績也。民悅如痾復健。乃欲勒之。請文余。盖欲使後人辨其利害。猶治其未病也。乃不辭。書併刻與有力焉者名於碑背。銘曰。

築隄維高 隱如城砦 河伯遯逃 田有嘉穗 滿車穰穰 永享其利 嗟民之功 我后之賜

皇和 明治廿二年四月

愛知縣管轄參川州碧海郡長從七位市川一貫撰

池田友八郎書

是れ役なり。水勢は順い迂曲を矯め、復堤を徹す。堅牢旧に倍す。焉を東堤と称す。夫れ計畫の垂統は治愿の功に若ざるなり。緒を継ぎて成功せしは県官伊藤正。郡吏酒井右衛門の蹟なり。民の悦ぶこと痾の健に復するが如く、乃ち之を勒さんと欲し、余に文を請う。蓋し後人をして其の利害を弁せしめんと欲す。猶、其未だ病ざるが如きなり。乃ち書するを辞せず。併せて、與りてこれに力有る者の名を碑背に刻す。銘に曰う。

築堤惟高く 穩として城砦の如し 河伯遯逃して 田に嘉穂有り 滿車の穰穰 永く其の利を享く ああ 民の功は 我が后に之を賜う

皇和 明治廿二年四月

愛知県管轄參川州碧海郡長從七位市川一貫撰

池田友八郎書